

資料 1

基本目標の各方策に対する取組状況

基本目標 1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

方 策	取 組 内 容	取組状況			第 4 次
		第 1 次	第 2 次	第 3 次	
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	初めて本に触れる機会としてブックスタートの継続・充実を図ります。	実施	実施	実施	充実
	子どもの発達状態に応じた優良な絵本などを紹介します。	一部実施	実施	実施	充実
	広報紙や図書館ホームページや SNS を通じて、家庭における読書活動の意義や推薦する本を紹介し、読書活動の啓発に努めます。	一部実施	実施	実施	充実
(2) 図書館における子どもの読書活動の推進	はじめて図書館を利用する子どもにも、手にしたい本の案内を用意し、子ども自身が選びやすく利用しやすい配架にします	未実施	実施	実施	充実
	読書相談やレファレンスサービスを通じて、子どもが読書や学習に取り組めるよう支援します	実施	実施	実施	継続
	中学生から高校生を対象とした大人への成長期にある 10 代の若者の興味や関心の高い本をヤングアダルトコーナーに幅広く提供します。	実施	実施	実施	充実
	障がいのある子どものために、ボランティア作成による点字図書・録音図書を充実させるほか、布絵本やさわる絵本の収集をします。	実施	実施	実施	充実
	外国語を母語とする子どものために、外国語で書かれた絵本とそれに対応した日本語の絵本の収集・充実に努め、読書環境の整備をしていきます。	未実施	実施	実施	充実
	学校、保育園、児童館、幼稚園などの施設へ図書や大型紙芝居の貸出を通じて、子どもが読書活動のできる輪を広げていきます。	実施	実施	実施	充実

	小学生の「施設見学」や中学生の「職業体験」の受入れを積極的に行い、図書館の業務を通じ、読書の大切さについての理解を深めてもらいます。	一部実施	実施	実施	継続
	季節や行事などをテーマにした本を展示し、ブックリストの掲示・配布を行います。	一部実施	実施	実施	充実
	蔵書データのネットワークを活用して、図書館と学校図書館が最新の図書情報を共有し、相互連携の充実に努めます。	実施	実施	実施	継続
	子どもが本に興味を持つようなイベントを継続して実施し、内容の充実を図ります。	—	—	実施	充実
(3) 市内各施設における 子どもの読書活動の推進	読み聞かせ講座の実施と受講生のボランティア活動参加を支援します。(生涯学習センター)	一部実施	実施	実施	継続
	生涯学習センターを利用する地域住民やサークルが、子どもの読書活動に対する理解を深め、地域や家庭での読書活動の取り組みに積極的にかかわることができるように各種行事等を通じて理解と啓発に努めます。(生涯学習センター)	未実施	一部実施	一部実施	充実
	ボランティアによる読み聞かせを実施します。(生涯学習センター)	実施	実施	実施	継続
	来館する親子に、読み聞かせをはじめとする読書機会を提供し、読書を通じて親子のふれあいの大切さの理解を促します。(児童館)	実施	実施	実施	充実
	来館する未就園児に親子読み聞かせのための企画を充実させます。(児童館)	実施	実施	実施	充実
	児童館だより等で、親子でともに楽しめる本の紹介や読書の大切さを伝えます。(児童館)	実施	実施	実施	継続
	図書館から児童館に対して、選書のための情報提供をします。(児童館)	—	—	実施	継続
	図書館及び図書館ボランティアと連携し、ブックスタート事業を継続しその拡大を図ります。(保健センター)	実施	実施	実施	継続

	保護者に対して、絵本の読み聞かせの大切さを伝えるため、引き続きブックスタートにおいて絵本の展示やブックリストを配布します。 (保健センター)	実施	実施	実施	充実
	マタニティ教室等で、赤ちゃんが生まれる前の母親に読み聞かせの大切さを伝えます。(保健センター)	—	—	一部 実施	実施
	お誕生会でのおはなし会の実施や常時読み聞かせを行います。 (子育て支援センター)	—	実施	実施	継続
	図書館の団体貸出を利用し、子どもの読書の機会を充実していきます。(子育て支援センター)	—	実施	実施	継続
(4) ボランティアグループ等団体の活動に対する支援	各ボランティアグループが、子どもの読書活動の推進のために活動する拠点として図書館の施設を無料で提供いたします。	実施	実施	実施	継続
	読み聞かせボランティア育成講座を実施し、ボランティアの人材育成・確保を行います。	—	実施	実施	充実
	ボランティアグループと共に読書活動推進につながる施設の視察研修を行います。	—	未実施	実施	継続
	図書館ボランティアの活動について理解と関心を高めるため、ボランティアの活動内容を積極的に紹介します。	—	—	実施	充実
(5) 学校などにおける子ども読書活動の推進	読書感想文・感想画コンクールなどの事業への積極的な参加を進めます。(学校)	一部 実施	一部 実施	実施	継続
	国語科を中心に、すべての教科を通して様々な文章や資料を読んだり調べたりする等、読書指導の充実を図ります。(学校)	—	—	—	新規 実施
	蔵書データのネットワークを活用して、学校図書館と図書館が最新の図書情報を共有し、相互連携の充実に努めます。(学校)	実施	実施	実施	継続
	学級担任、司書教諭が読書指導や学校図書館の利用指導ができるよう資質向上を図ります。(学校)	実施	実施	実施	継続

学級担任、司書教諭、読書指導員、図書館ボランティアが一体となり、子どもの読書環境の向上と読書への関心を高めます。(学校)	実施	実施	実施	継続
司書教諭、読書指導員を対象とした研修を実施します。(学校)	—	—	実施	継続
年齢や発達段階に合った絵本を選定することにより、子どもたちの興味関心を高める工夫をします。 (保育園・幼稚園)	実施	実施	実施	継続
日々の保育に読み聞かせを積極的に取り入れていきます。(保育園・幼稚園)	実施	実施	実施	継続
保護者に対して、乳幼児期からの本との出会いの大切さや絵本を読む楽しさを伝える働きかけを行います。(保育園・幼稚園)	実施	実施	実施	継続
子どもの目の高さに合わせた本の配置を行い、利用しやすい環境を整備するなど保育室の工夫を行います。(保育園・幼稚園)	実施	実施	実施	継続
絵本に対して専門知識を得ると同時に読み聞かせの技術の向上を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝えます。 (保育園・幼稚園)	実施	実施	実施	継続

基本目標2 子どもの読書環境の整備・充実

方 策	取 組 内 容	取組状況			第4次
		第1次	第2次	第3次	
(1)図書館サービスの充実	ブックリストの配布、行事、展示等により広く図書を紹介し、利用者の読書に対する関心を高めていきます。	一部実施	実施	実施	充実
	子どもや保護者からの読書相談や調べ学習における調査への援助など、レファレンスサービスをより充実させます。	実施	実施	実施	継続
	愛知県図書館を中核とした図書の相互貸借制度を利用し、児童図書のリクエスト対応を充実させます。	実施	実施	実施	継続
	図書館ボランティアの協力を得て、乳幼児を対象とした、ブックスタート、おはなし会の実施や、ブックリストを作成・配布して、保護者の子どもへの読書活動を推進します。	実施	実施	実施	充実
	主に中高生を対象とした図書を収集したヤングアダルトコーナーを充実させ、青少年へのサービス向上を目指します。	実施	実施	実施	充実
	ボランティアグループの協力を得て、障がいのある子どもへの点字図書、録音図書の作成・貸出しを継続します。	一部実施	一部実施	実施	継続
	学校、児童館、保育園、幼稚園などと連携し、子どもの読書環境の整備に協力します。	実施	実施	実施	充実
	職員の研修への積極的な参加と、児童サービスの全体的機能向上を図ります。	実施	実施	実施	継続
	地元の理解を深める地域資料の積極的収集を図ります。	—	実施	実施	継続
	子どもたちのニーズに応じた図書の充実を図ります。	—	実施	実施	充実
	図書館を利用することに障がいのある子どもの図書館利用を支援します。	—	—	実施	継続

	電子書籍やデジタルオーディオブックを導入し、デジタルサービスの向上に努めます。	—	—	—	新規 実施
(2)学校図書館の整備・充実	学校図書館の適切な予算措置を図り、図書資料の整備充実に努めます。	実施	実施	実施	継続
	図書館による、学校図書購入業務の一括処理を継続し、効率的な運営に努めます。	実施	実施	実施	継続
	学校図書館の図書データを図書館が一元管理し、図書データネットワーク化を継続します。	実施	実施	実施	継続
	各小中学校への読書指導員の配置により、図書館運営を充実させます。	実施	実施	実施	継続
	図書館と学校図書館の相互利用を行います。	—	—	一部 実施	継続
(3)図書館資料等の有効活用	学校における読書活動や調べ学習に対応した団体貸出を行います。	実施	実施	実施	継続
	各学校の司書教諭、読書指導員と定期的に連絡調整会議を開催し、資料の確保の方法や読書活動推進のための具体的な支援策を協議します。	実施	実施	実施	継続
	児童館、保育園、子育て支援センターなど市内各施設に対する団体貸出しを行います。	実施	実施	実施	継続
	学校や各施設に適したおすすめ図書や新着図書を随時紹介します。	—	—	実施	継続

基本目標3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

方 策	取 組 内 容	取組状況			第4次
		第1次	第2次	第3次	
(1)子どもの読書活動に関する理解と関心の普及のための広報・啓発活動	図書館ホームページ、図書館だより、市広報、チラシ等で、読書活動の啓発、広報、情報提供を行います。	一部実施	実施	実施	充実
	図書館ホームページにある「子どものページ」の充実に努めます。	実施	実施	実施	継続
	子ども向けの行事案内の掲載等内容の充実に努めます。	実施	実施	実施	継続
	広く子どもの読書活動についての理解を促進し関心を深めるため「子ども読書の日」(4月23日)や「読書週間」(10月27日～11月9日)にあわせ工夫をこらした行事を実施します。	一部実施	一部実施	実施	充実
	子どもたちの関心を深めるため、図書館玄関に貼付する毎月の図書館カレンダーのポスターを募集します。	実施	一部実施	実施	継続
	多言語対応するため、外国にルーツを持つ子どもたちへ多言語での情報提供を行います。	—	—	—	新規実施

基本目標 4 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

方 策	取 組 内 容	取組状況			第 4 次
		第 1 次	第 2 次	第 3 次	
(1)子どもの読書活動推進ネットワークの形成	講座等の開催を行い、子どもの読書活動推進に携わる人材の育成・支援に努めます。	一部実施	実施	実施	継続
	ボランティア団体に交流の機会を提供し、ネットワーク化に努めます。	実施	実施	実施	継続
	図書館、学校、岩倉図書ボランティアネットワークの意見交換会を行います。	実施	実施	実施	充実
	市内書店・古書店等と連携し、情報収集、読書環境の推進に努めます。	—	—	—	新規実施

資料 2

児童図書の貸出状況

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
児童用図書	53,935	50,520	49,231	45,197
絵本	54,625	51,355	47,834	44,798
紙芝居	1039	946	882	761
計	109,599	102,821	97,947	90,756

館外利用券登録者数年齢別内訳

	令和 3 年度	令和 6 年度	
	人数（人）	人数	割合%
6 歳以下	1,133	851	2.2
7～9 歳	720	838	2.2
10～12 歳	1,047	910	2.4
13～15 歳	1,013	1,025	2.6
16～18 歳	1,085	1,106	2.9
19～22 歳	1,793	1,544	4.0
23～29 歳	3,686	3,560	9.2
30～39 歳	5,938	6,368	16.5
40～49 歳	6,709	6,551	16.9
50～59 歳	4,883	6,485	16.8
60～69 歳	2,893	3,440	8.9
70 歳以上	4,747	6,033	15.6
計	35,651	38,711	100

第5次岩倉市総合計画の目標数値

成果指標名	現 状 値	目 標 値	
	令和6年度	令和7年度	令和12年度
児童向け図書の貸出数（絵本・紙芝居を含む）	90,756 冊	110,000 冊	120,000 冊
市民一人当たりの蔵書数	3.5 冊	3.6 冊	3.6 冊

学校図書館蔵書状況

学校名	標準冊数※	令和6年度末蔵書冊数	達成状況（％）	標準冊数との差
岩倉北小学校	12,360	18,230	154.0	6,240
岩倉南小学校	11,360	16,197	142.6	4,582
岩倉東小学校	7,480	8,544	141.5	2,504
五条川小学校	10,760	10,114	121.9	2,007
曾野小学校	11,360	13,449	132.3	3,537
小学校計	53,320	66,534	138.9	18,870
岩倉中学校	15,520	18,691	126.2	3,983
南部中学校	11,680	13,384	100.2	24
中学校計	27,200	32,075	114.9	4,007
合 計	80,520	98,609	130.4	22,877

※標準冊数は文部科学省が定める公立義務教育諸学校への学校図書館に整備すべき蔵書の冊数

＜資料＞ 関係法規

「子どもの読書活動の推進に関する法律」

(平成 13 年 12 月法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。